

『帝室例規類纂』の編纂

相 曾 貴 志

はじめに

『帝室例規類纂』は明治三二年（一八八九）から同四三年にかけて、図書寮が宮内省各部署等から文書類を借り受け、例規や実例等を謄写し年毎に一六門に分類・編纂した公文書であり、現在、宮内公文書館で正本・稿本・索引等合わせて二八六一冊を蔵している。⁽¹⁾ これらは明治初年から同三〇年頃までの宮内省関係の公文書を知ろううえで貴重であると同時に、正本、稿本の二種類の簿冊が残されていることから、その編纂の経緯がうかがえる点でも大変興味深い史料といえる。

ただ『帝室例規類纂』はこれまでその存在をあまり知られておらず、戦後まもなく橋本不美男氏が、宮内省の公文書の保管史を論ずるなかで、『帝室例規類纂』を「宮内省事務の徴拠として永遠に伝える例規の編輯」物と位置づけ、あわせてその概要や編纂方法を紹介された⁽²⁾ほかは、石塚一雄氏が宮内省の公文書を紹介するなかで、若干言及されたにすぎなかった。⁽³⁾その後、本格的に『帝室例規類纂』の編纂について論じられたのが堀口修氏である。⁽⁴⁾氏

はまず明治一七年の図書寮設置により、初代図書頭となった井上毅が中心となつて『図書寮記録』が編纂されたことにふれ、その後、井上が法制局長官に転じた後、これらの編纂は中断され、明治三二年からは「帝室記録」の編纂がはかられるようになり、これが後に『帝室日誌』と『帝室例規類纂』の編纂へと結実するとする。そしてこのうち『帝室例規類纂』について、当館で蔵する公文書に見られる編纂規程や編纂事業の報告等を詳細に分析し、編纂の過程を明らかにした。

そこで本稿では、そうした堀口氏の研究を手がかりとして、現在、当館で蔵する『帝室例規類纂』の正本・稿本の検討を含めて編纂の過程について考察を深めていくこととする。

一 編纂開始まで

『帝室例規類纂』の編纂は明治三二年八月頃から始まったと見られるが、本格的な編纂のための稟請書は同年一〇月に提出された。⁽⁵⁾ただしこれに先立ち同年三月六日にも同様な稟請書が作成されているので、本節では明治三二

年一〇月のものを稟請書②、同年三月六日のものを稟請書①として、両者を比較検討しながら、『帝室例規類纂』の編纂開始までを考察していくこととしたい。

まず稟請書①について見てみると、この文書のカガミには、

本寮記録之儀ハ一日モ不可欠事業ニ有之候得共、從來人備并経費之都合有之候而、充分拡張ノ場合ニ至リ兼候処、此俟ニテ日一日遷延候へハ愈着手ノ時機ニ後レ、必要ノ事務モ遂ニ無実ニ帰シ不都合ヲ極メ候ニ付、今日ヨリ断然着手掛官吏ヲ設ケ、経費ヲ備へ充分其事務ヲ拡張候様致度、因テ記録之体裁処務之規程并ニ人員経費等ノ取調書別冊第一号ヨリ第七号迄相添供高覽候、至急御裁決相成度此段稟請候也、

とあり、図書助丸山作楽の印と図書頭九鬼隆一の花押のみがあり、大臣、次官、内事課長、内蔵頭の覧はあるもののそれぞれの印や花押は見えていない。この点に関して堀口氏は稟請書①は「図書寮限りの」文書とする。

さて稟請書①には「別冊第一号ヨリ第七号」と見られる付属書類が、「記録事業拡張ニ付意見書」（この文書は稟請書①に続き最初に綴じられているが、欄外に文書番号が見えない。堀口氏は第七号かとする）、「帝室記録類聚門目」（第一号）、「帝室記録類聚門目主管部類」（第二号）、「帝室記録類聚門目義例」（第三号）、「図書寮記録課処務規程」（第四号）、「図書寮記録課写生字生心得」（第五号）、「図書寮記録課人員」（第六号）の順で現在綴じられている。さらにこれに続いて「帝室記録類聚部門」（第一号）、「図書寮記録課増員」（第二号）、「図書寮記録課写生字生心得」（第五号）、「図書寮記録課人員」（第六号）が綴じられているが、特に「図書寮記録課増員」以下は稟請書①の付属書類の草案もしくは関連する文書かと思われる。これら稟請書①の付属文書には

欄外に括弧で注記したような文書番号が書き込まれているほか、九鬼の花押、丸山や山県篤蔵（図書属）の印が見えているが、この段階で九鬼や丸山とともに山県が関係していることは気をつけておきたい。付属書類については既に堀口氏により詳細に紹介されているので繰り返さないが、ここで注目したのは、この時点では『帝室例規類纂』の名称が決まっていなかった点と門名及び門数が稟請書②に掲げられているものとは異なっている点である。まず前者については、「図書寮記録課処務規程」に、

一 記録ノ体ハ編年、提要、統計ノ三種ト為シ其大要ヲ分ツ左ノ如シ、

編年

一切ノ事実ヲ摺撫シテ漏サス、而シテ年月日ヲ首ニ掲ケ要領ヲ綱ト為シ原文ヲ目ト為シ瞭然閱覽シ易カラシム、

提要

編年記中ニ就キ典範例規ト為リ後年ノ考拠ニ供スヘキモノヲ提抜シ、事類ニ随ヒ之ヲ編纂毎年一回之ヲ刊行ス、

統計

各門目ニ随ヒ毎月事件ノ数ヲ統計シ、翌月一日図書頭ニ報告シ更ニ一年ノ統表ヲ製シ、明年一月四日宮内大臣ニ報告ス、

とある。「編年」や「提要」は後の『帝室日誌』や『帝室例規類纂』にあたりと思われるが、「統計」についてはどんなものであるかよく分からない。こうしたことからこれらの名称はあくまで仮称にすぎず、この段階ではこれから編纂物の具体的な名称が確定していなかった可能性が考えられるのである。一方、後者に関しては「帝室記録類聚門目」（第一号）に政治門、典礼門、族爵門、官職門、文書門、宮廷門、賞恤門、財政門、陵墓門、外交門、学事門、

図書門、什宝門、大膳門、調度門、土木門、守衛門、衛生門、内事門、外事門の二〇門が見えているが、稟請書②の段階ではこれらは一六門に減っており、門名についても若干の変更がなされており、それらは後の『帝室例規類纂』で採用された門にも踏襲されている。⁽⁸⁾

この門名変更については、稟請書①の付属書類に続いて綴じられている「帝室記録類聚部門」に注目したい。これは門名が一七個掲げられ、それぞれ簡単な門の説明が記されている文書であるが、その上部に修正意見が書かれた付箋が貼られており、それに従う形で朱筆により本文の門名や説明文に訂正が加えられている。なお朱筆にて訂正される前の門名は、先の二〇門のそれに対応していることから、これは稟請書①の段階のものに訂正を加えたものと見てよいだろう。なお、付箋は現在にはちぎれて散逸してしまったものもあり、全部は残っていないがおおよそ以下のようになっている。

「典札門」には「式ニ関スル謁見之事此門ニ入ルヘキカ」とあり、原文に「謁見」が挿入されている。

「族爵門」には「皇族ヲ華族ト同シク族爵門ニ加ルハ体裁上如何」とあり、原文の「皇族」が抹消されている。

「文書門」には「文書門ハ其実記スヘキコト少カラシ、図書門ニ入ルカ又文書門ヘ書籍図画ヲ加テハ如何、但シ姑ラクニ門ヲ存シ置キ実件事実少キトキ一門ニシテモ可ナランカ」とあり、原文では「文書門」の門名及び「公文印券ニ関スル者ヲ編ス」とある内容もすべて抹消されている。なお『帝室例規類纂』では「文書門」は採用されていない。

「外事門」には「外事ノ二字ヲ接待門トカ何々門トカ改メテハ如何、今日ノ成体ニテハ外事ト掲クルコトハ成丈ケ避ケテハ如何、観菊観桜会ハ

此門ニ入ルヘキカ」とあり、原文では門名が「外交門」に改められている。「大膳門」は付箋が切れており判読できないが、「大膳門」の「大」が「饗」に改められ、「膳門」の間に「差」が挿入されている。『帝室例規類纂』では結局「膳差門」となった。

「調度門」には「調度ノ二字ノ内、何カ改メテハ如何、但本案分門ニハ局名ノ字ヲ其俣用ヒサル方可ナラント存スル故ナリ」とあり、原文は門名が「用度門」に訂正されている。

「守衛門」は付箋が切れており判読できないが、原文の「牧場」に朱点があるのでこの部分に関するコメントの可能性が考えられる。

全体として「者ヲモノト改ムルコト」とあり、原文中の「者」が「モノ」改められている。

付箋にはそれぞれ当時の内事課次長田辺新七郎の印が捺してあることから、これらの意見は田辺のものであったと見られる。さて「帝室記録類聚部門」は同じ名称の文書が稟請書②にも添付されており、⁽¹⁰⁾両者を比べてみると、朱による訂正がかなり生かされていることが分かる。ちなみに田辺は稟請書②において、帝室編纂体裁規定委員に名を連ねていることから、門名等への修正意見は内事課次長というよりは帝室編纂体裁規定委員の立場でのものである。

次いで稟請書②を見てみると、この段階で図書頭が九鬼から児玉愛二郎に変わっている。⁽¹¹⁾また右側欄外に朱筆にて「修正」とあるが、これは稟請書①の「修正」であろうか。そこで内容を比較してみると、さらに「先般本省官制改正相成候ニ付、一日モ難図至急着手致度、且今般先帝在世中ノ記録取調ノ儀御内達之趣モ有之、此事業モ記録課中ニ一部ヲ設ケ直ニ従事致度」と事

業の必要性を訴え、「記録之体制処務之手続并掛人員ノ増俸概算別冊第一号ヨリ第三号迄相添差出候」とする。現在、これに続いて「帝室記録類聚部門」(第一号)、「記録事務手続書」(第二号)とあり、さらに「帝室記録編纂順序大要」(「帝室編纂体裁規定委員」(「帝室記録部門義例」の順で綴じられている。これらのうち「別冊第一号ヨリ第三号」の「第三号」と書き込みのある文書が見当たらないが、後年に「帝室記録部門義例」が重要視されることから、これが「第三号」に当たるものかもしれない。これら付属書類のうち「帝室記録類聚部門」については、先に指摘したとおり、稟請書①に続いて綴じられている同名の文書の付箋の意見により、門名等の変更が行われている。稟請書①の「図書寮記録課処務規程」に対応するのが「記録事務手続書」であり、ここではじめて『帝室例規類纂』と『帝室記録』の名前が見える。それによれば、

帝室例規類纂

緊要ノ事件ニシテ法則例則トナルヘキモノヲ摘ミ各部門ニ随テ編録ス、原文并関係ノ文書類ヲ洩サス勉メテ詳悉ナルヲ要ス、別紙第一図ノ例ノ如シ、

帝室日誌

編年紀ニ倣ヒ帝室一切日々ノ事実ヲ記録シ別ニ部門ニ従ハス、別紙第二図ノ例ノ如シ、

とあり、これに続いて第一章公文受授、第二章記録編纂、第三章簿冊保管と編纂の方法について全一四条にわたる規程が掲げられている。

一方、「帝室記録部門義例」(稟議書②)が「帝室記録類聚門目義例」(稟議書①)に対応する。それらは各門毎に細目を掲げ、それぞれ蒐集すべき内

容が簡単に記されているが、先にふれたとおり①では二〇門であったものが、②では一六門に減ぜられている。稟請書①において見られた課員に関する文書(「図書寮記録課^{図字}生心得」(第五号)、「図書寮記録課人員」(第六号)が、稟請書②に付せられていない点は気になるが、明治二十二年三月からほぼ半年を経て同年一〇月に至り、編纂される簿冊及びその内容に関する方針がようやく固まったものと思われる。その他、稟請書①の段階では図書頭、図書助、山県の花押や印しか見えないのに対し、カガミのほうも図書寮のみならず、内蔵寮、内事課、調査課を経て宮内大臣決裁となっており、稟請書②の段階では帝室編纂体裁規定委員が設けられ、図書寮をはじめ調査課や内事課からも委員が任じられており、そのメンバーである内事課次長田辺新七郎の意見が門名等の変更にも反映されている。このように記録編纂事業が図書寮だけではなく、宮内省全体規模に広がっていることがよく分かる。

最後にふたつの稟請書が『重要雑録』と『例規録』に別々に綴じられている理由については、稟請書①の決裁が図書頭までしかないことから、三月の段階では何らかの事情で図書寮までで計画が頓挫してしまったと考¹³えたい。したがって実際に『帝室例規類纂』編纂の起点となった稟請書②は『例規録』に収められることとなり、その参考資料として三月の稟請書①を『重要雑録』に収めたのではなからうか。稟請書①は宮内大臣までの決裁を受けることができなかつた文書であることには変わりないが、記録編纂計画の最初期を知るうえでは大変興味深い史料と位置づけられるのである。

また『帝室例規類纂』を編纂するにあたり、一〇月二十八日には、各部局から文書を借り受ける関係上、「帝室記録材料蒐集之為メ時ニ打合セヲ要シ候儀不少ニ付、僚属之内ヨリ予テ御^(寮職)ニ関スル記録材料報告員二名以上

御撰定」することを要請する文書が各出局に出される。⁽¹⁴⁾これに関しては、「明治二十二年十月雜規」(圖書寮記録課)に「省中各局部記録材料報告員」として各出局の人名が掲げられており、欄外に「^(明治)二十二年二月照会」とあることから、記録報告員に関しては、明治二十二年の早い段階でかなり具体的な準備が進められていたことがうかがえる。

二 編纂の過程

本節では編纂の過程について、公文書に見える事業の報告等だけではなく、『帝室例規類纂』の正本や稿本からうかがえる点も検討していくこととした。

『帝室例規類纂』(明治元年) 正本最終巻の巻二三衛生門の奥書に「明治二十五年一月編輯竣功」「校読図書助事務補助山県篤蔵／編輯主任図書属里村円定／同図書属鼓常則／同図書属島崎泰撫」とあり、同様な文言が明治二年、同三年の正本の最終巻にも見えること⁽¹⁵⁾から、まず明治元年から同三年分までが着手され、明治二十五年一月に完成したことが分かる。⁽¹⁷⁾このうち里村は明治二十二年一〇月二三日決裁の図書助内事課長合議(『帝室例規類纂』(明治二十二年図書門))に、

帝室記録編纂二付、属官増員之儀御裁決ニ相成候ニ就テハ、左之両名ノ者記録事務ニ手慣居適任ノ者ト認メ候、頭書之通、御採用相成度履歴書相添此段稟請候也、

内閣属判任八等記録局勤務

図書属判任八等 里村円定

非職群馬県属判任七等文書課勤務
図書属判任八等 吉川重熙

とあるように(原文書は『進退録』(内事課、明治二十二年))、「帝室記録編纂」のための増員に際して、「記録事務ニ手慣居適任ノ者ト認メ」られ採用された。⁽¹⁸⁾この文書に見えるいまひとりの吉川は同時に編纂が進められていた『帝室日誌』を担当し、⁽¹⁹⁾そちらの編纂を終えたのち、明治三〇年一月までに『帝室例規類纂』の編纂に加わったと見られる。⁽²⁰⁾

これに続いて『帝室例規類纂』(明治四年) 正本の最終巻の巻二四衛生門の奥書に「明治二十七年二月編輯竣功」「校読図書助心得山県篤蔵／編輯主任故図書属里村円定／同元図書属鼓常則／同図書属島崎泰撫／同雇浦川篤」とあり、明治五年から同八年の最終巻にも同様な文言が見えることから、明治四年から同八年分までが着手され、明治二十七年二月に完成したことが分かる。⁽²¹⁾この奥書で「故図書属里村円定」とあるのは、里村が明治二十六年九月に死去しており、「元図書属鼓常則」とあるのは、鼓が明治二十六年三月三十一日に依願免本官になっているからであり、⁽²²⁾これらの巻の完成には間に合わなかったが、「編輯主任」として編纂に功があったということで、ここに名前が挙げられているのであろう。

ここで『帝室例規類纂』(明治元年典札門) 正本巻一の凡例に注目してみると、各門とそれぞれ取り上げる細目とその概要を記すが、これは先に取りあげた「帝室記録部門義例」とほぼ同じである(凡例では全体を通して「ニ関スル事」が省略されているほか、土木門の細目のひとつの「庭園」が削られている)。これに続いて箇条書きの凡例が見えるが、ここで特に明治八年までの内容に関係するものとして注目すべきは、

一 本書ハ省中各部局ノ文書及ヒ布告達等ヲ以テ基礎ト為ス、其他ハ件末
ニ附記シテ参考ニ便ス、然レトモ明治六年皇城炎上以前ニ在テハ文籍
完全ナラサルヲ以テ諸官衙ノ令達稟議指令ニ係ルモノト雖モ、帝室ニ
関スルモノハ之ヲ採録ス、

一 凡テ事ノ布告令達ニ出ルモノハ件名ノ下ニ之ヲ記註ス、但明治元年ヨ
リ六年ニ至ルノ間ハ法令ノ名称一定セサルヲ以テ之ヲ記セス、

があげられる。明治六年五月五日に皇居が火災に遭い、太政官や宮内省の文
書の多くが焼失してしまい、これを契機に『太政類典』『式部寮記録』『任解
日録』等の編纂が進められたことが知られている。⁽²⁴⁾ 実際に現在、当館が蔵す
る明治六年までの公文書類は決して多くない。明治二〇年代と現在の公文書
の残存状況とを単純に比較することは問題であるが、明治六年頃までの『帝
室例規類纂』を見てみると、「類」「宮公」という引用書類の略号が目立っ
ている。前者は『帝室例規類纂引用書目録』では『公文類聚』としているが、
実際は『太政類典』のことで、⁽²⁵⁾ 後者は『公文録』の宮内省の部であり、いず
れも当時太政官記録課（後の内閣記録局）で編纂されていた公文書である。
また明治元年の卷四典礼門の「御即位」には「即」という引用略号の文書類
が引用されている。これは『公文録』（明治元年）に収められた『御即位雜
記』であり、明治天皇の御即位に関する部分も太政官でまとめられた公文書
によるところが大きいことが分かる。ここに見えている「御即位」は凡例の
細目にはなく、明治元年のみに立項された臨時の細目である。ちなみに正本
卷四の附録として収められた「御即位図」は、内閣記録局勤務であった内閣
属浮田可成が『公文附属の図』から彩色書写したものを原図にしたと見られ
る。この附録は稿本にはないことから正本作成段階で挿入された可能性が考

えられる。⁽²⁶⁾ 明治四年の大嘗会についても、「御即位」の場合と同じように同
年の典礼門の最後に「大嘗会」が細目として臨時に立項されている。

次いで明治九年より同一三年分までが明治二九年八・九月に竣功見込みと
あり、予想される冊数を二〇〇冊程度と概算しているが、⁽²⁷⁾ 実際には稿本で
二七七冊、正本で二七二冊に及び、予想を大きく上まわっている。ただし明
治三〇年一月に定められた分担表に「左ノ冊数ハ九年ヨリ十三年ニ至ル五ヶ
年間平均数也」とあるもの⁽²⁸⁾、明治一四年より同一六年分が「三十年七月以
来兼テ編輯」とあることから、⁽²⁹⁾ 明治三〇年七月以前頃まで編纂がずれ込んで
いた可能性が考えられる。明治三〇年一月段階での編纂メンバーは先の分担
表によれば島崎泰撫、浦川篤、布施清方、辻斐、水野薫にこれまで『帝室日
誌』を担当していた吉川重潤が加わっている。なお、明治一三年分まで正本
と稿本の冊数がほぼ一致すること、正本は旧来からの藍表紙美濃版、稿本は
同様に茶表紙半紙判であること、さらに別冊の『帝室例規類纂索引』が明治
一三年分まで製本されていることなどにより、⁽³⁰⁾ 『帝室例規類纂』は明治一三
年分までが完成していたと見てよいと思われる。

明治一四年より同一六年分に関して、正本は明治一四年三三冊（稿本八四
冊）、同一五年九冊（稿本七五冊）、同一六年五冊（稿本八〇冊）と部分的に
着手されたのみで、内容もそれまでのものと比べて不完全である。これらは
明治三二年七月一四日の「明治十七年及同十八年分編輯ニ着手方並仮分担ヲ
定メ頭へ伺」において、明治一四年から同一六年分について「既ニ脱稿」し
たとあることから、明治三二年まで編纂がずれ込んでいたことをうかがわせ
る。⁽³¹⁾ ちなみにこの「編輯仮分担表」では島崎、辻が抜け、片山勤、小島彦七、
岡本義邦が加わっている。

写真① 明治二三年図書門稿本



現在、明治一四年より明治二三年分の一部まで製本され直してあるが、以前はそれ以降の年次の簿冊同様、写真①に見えるように野紙を何枚か重ねたものを仮表紙にした仮綴じであって、綴じ部分を紙で包んでいたようである。写真①の簿冊には見えないが、小口部分に門名の略号（例えば典札門雅楽一なら「典雅一」と記入されている簿冊も存している。またそれとは別に小口書に全体の仮通し番号（ただしこの通し番号は必ずしも実際の簿冊の順番と符合しないものがある）が記入されている。内容的には索引と各事件毎の一行目に記入されるべき朱筆の件名番号がなく、索引冒頭の巻番号が未記入のものが多くなつていく。稿本の件名の上部の件名番号の付近には検閲印と

見られる山県篤蔵の「篤蔵」印が捺されているが（山県の印は明治二五年六月に新しい印に変わる（『図書録』（図書寮、明治二五年）他）、それが見えるのは明治一六年分までであることから、それ以降は山県の最終検閲はなくなった可能性が考えられ、朱筆も少なくなつていく傾向があるようである。

この後、明治一七年より同二〇年分までは明治二二年から編纂が始められ、同三四年一月には同年一月中旬に「編纂済ノ見込」⁽³²⁾とあり、明治三六年七月には明治「二二年前後之編纂中」⁽³³⁾で、同三七年一〇月の段階で編纂を終了して、同二三・二四年分を調査中と見え、明治四〇年秋には二六年から三〇年分を着手中で一月中旬には概略完成の見込みとしている。⁽³⁴⁾ここで『帝室例規類纂』の稿本に目を転じてみると、明治二六年官職門の表紙に朱筆で「明治四十二年一月廿七日検閲済」、同年の典札門朝儀恒例一の表紙にも朱筆で「十二月十二月廿三日検閲済／明治四十二年二月十日再検閲済」といった書き込みが見える。この他に明治二七年や同二八年の稿本のなかに「四二」や「四三」といった文字が印刷された野紙が用いられているものが見えている。これらの数字はそれぞれ明治四二年、同四三年の意と見られることから、これらの野紙はその年かもしくはそれ以降に使用されたものであることがうかがえる。⁽³⁶⁾

また綴じ方の状態を見てみると、明治二三年以降の仮綴じした稿本のなかでも、一部に事件毎にこよりで綴じて一括してあるだけで未製本のもの（ただし未製本ながら小口書の仮通し番号が入っている）や、事件毎にこよりで綴じたものをそのまま仮綴じしたものもあるなど、各門毎、或いは細目毎で製本の状態にばらつきが見え、それぞれの進捗状況の差がうかがえる。また後年に至るほど、朱による訂正や指示も少なくなり、なかには表紙に「未整

理」といった書き込みがある簿冊や索引を持たない簿冊も見られるようになり、徐々に製本も簡略になってくる印象を受ける。

その後、明治二八年分は一二〇冊編纂されたが、明治二九年分は六冊、同三〇年分は九冊となり、『帝室例規類纂』の編纂は途絶えてしまうのである。

三 正本・稿本から見た編纂の手順

本節では正本や稿本を観察することにより、編纂の手順について考察を進めていくこととするが、その前に、編纂に先立って作成された「記録事務手続書」を見てみたい。それによると第一章公文授受に、

第一条 本課ニ於テハ各部局ニ備フル維新以来ノ公文一切ヲ受取り、其中ニ就キ緊要ニシテ後來処務ノ参拠ニ供スヘキモノヲ撰ヒ謄録ノ上各部局ニ還付ス、但謄写ヲ要セサルモノハ直ニ還付スベシ、
とあり、第二章記録編纂に、

第五条 公文ヲ謄写シ了レハ校読ノ上筆記者校読者ノ印ヲ捺シ、其部門ニ随ヒ仮綴ヲ為スベシ、

第六条 記録ハ一事件毎ニ別紙ヲ用ヒ番号ヲ記スベシ、

第十条 毎年一門毎ニ一冊ヲ為シ表紙ニ部門并二年号ヲ記シ、冊首ニ索引ヲ付シ以テ検索ニ便スベシ、別紙第五六図ノ例ノ如シ、

とあるが、⁽³⁷⁾原則的にはほぼこれに則った形で編纂は進められている。

まず第一条にあるように各部局に備えてある「維新以来ノ公文一切」を借り受けてきて、図書寮にて謄写して、第五条にあるように各簿冊の写本を作成する（一人で一冊を担当していたようである）。後年の茶表紙による製本

がなされていない稿本には反故紙等を何枚か重ねて仮表紙としているものも多いが、明治二九年官職門の仮表紙を見てみると、「校合済／廿九年／恩賜録／件名済内事課」^(朱筆)が、裏表紙には「校合済／廿九年／官制原議／件名」^(朱印)とする写本の旧表紙がそれぞれ用いられている。前者の仮表紙は明治二九年の内事課の『恩賜録』の写本の表紙として使用されたものであり、ここで「件名済」とあるのは、簿冊を書写した後にそれぞれの事件の内容をまとめた件名を記入したという意であろう。この件名が各門毎に稿本として編纂された際に索引（目次）として立項される。「校合済」は原本との校正の意かと思われる。裏表紙の『官制原議』は、明治二九年官職門に「(原議)」と略号のある文書が引用されているのが、これに当たると思われる。このように書写された『官制原議』はばらされて、官職門に綴じ込まれた結果、その旧表紙が反故となり、裏表紙に再利用されたのである。同様に明治二八年官職門の裏表紙にも「校合済」^(朱筆)／自廿七年至廿八年／職官録／内事課」とある写本の旧表紙が用いられているが、明治二七年・同二八年の官職門にともに「(職官)」の略号を持つ文書が引用されていることから、書写された『職官録』はばらされて官職門のそれぞれの年に綴じ込まれていることが分かる。

第六条に「事件毎ニ別紙ヲ用ヒ」ることとしているが、これもよく守られている。さらに書写のルールとして、罫紙は最初の二行を空けて三行目から文書を写すこととし、一行あたり本文は二二字となっていたようである。書写された簿冊は二行目にその事件の内容を要領よくまとめた件名を記入し（一行あたり二三字）、件名毎に文書をこよりでまとめ、引用した文書の末尾に簿冊名（『恩賜録』なら「恩賜」）の略号が書き入れられる。それらを綴じて先の『恩賜録』や『官制原議』のような写本が完成すると見られる。

その後、完成した写本は件名毎にばらされ、第一〇条に見えるように『帝室例規類纂』の門毎に振り分けられるが、実際には門より詳細な細目に分類・整理された。またどの段階のものか分からないが、こよりで綴じられた事件毎の文書類の第一紙ののどの部分に細目名や文書の日付が記入されたものも見られる。

細目毎の件名の配列については明治二八年に定められた「帝室例規類纂編輯心得」⁽³⁸⁾によったと考えられる。これらをすべて紹介する余裕はないが、例えば典札門の朝儀の場合は「恒例、臨時、諸規二三別シ、毎類月日順トス」とあるように、細目の中にさらに小項目（恒例・臨時・諸規）を立てるとともに、そのなかでそれぞれ時系列に並べる形をとっている。さらにこの編纂心得では、件名の分類のみならず以下のような編纂の方針も掲げている。

- 一 一事件ニシテ他ノ部門ニ交渉シ重出ヲ要スルトキハ、事ノ軽重ヲ商量シ重キニ詳ニシ、軽キニ略ス、其例左ノ如シ、（例略）
- 一 祭筵料ノ事

皇族ニ関スル分ハ、宮廷門皇親ノ部ニ収ム、

一 歳入歳出中行幸啓ニ関スル費用並皇族家計ハ、各其目ニ編入ス、

一 皇族邸舎ハ皇親ニ入ル、

一 行幸啓ハ御延引ノ分モ撮収ス、

一 賜金並賜物ニ関スル事、

手当ノ性質ナキ賜金賜物ハ、内外人ヲ問ハス都テ賞恤門賞賜ニ収メ、

手当ニ関スルモノハ財政門ニ収ム、

一 諸献納ニ対スル賜物、

右ハ内外人ヲ問ハス賞恤門ニ収ム、

これによれば複数の門にまたがるような事件の扱いや、分類が難しい事件に關して具体的な指針を示している。こうした指針は明治二二年以来『帝室例規類纂』を編纂していくなかで積み重ねてきたものであろう。

そして門毎に分類されて綴じられたものが稿本となる。さて、稿本には朱による訂正が見えている。これらのうち字句の訂正については写本の校正の段階で入った可能性が考えられるが、年号や具体的な人名が補筆されていたりするのは、原本校正によるものではなく、稿本の編纂段階で体裁を整えるべく、他の簿冊等に引用された同一文書等と校合したものであろうか。また稿本では字句の訂正の他に事件毎の順序の並べ替えや、事件内における文書の並べ替えの指示も頻繁に見られる（写真②）。

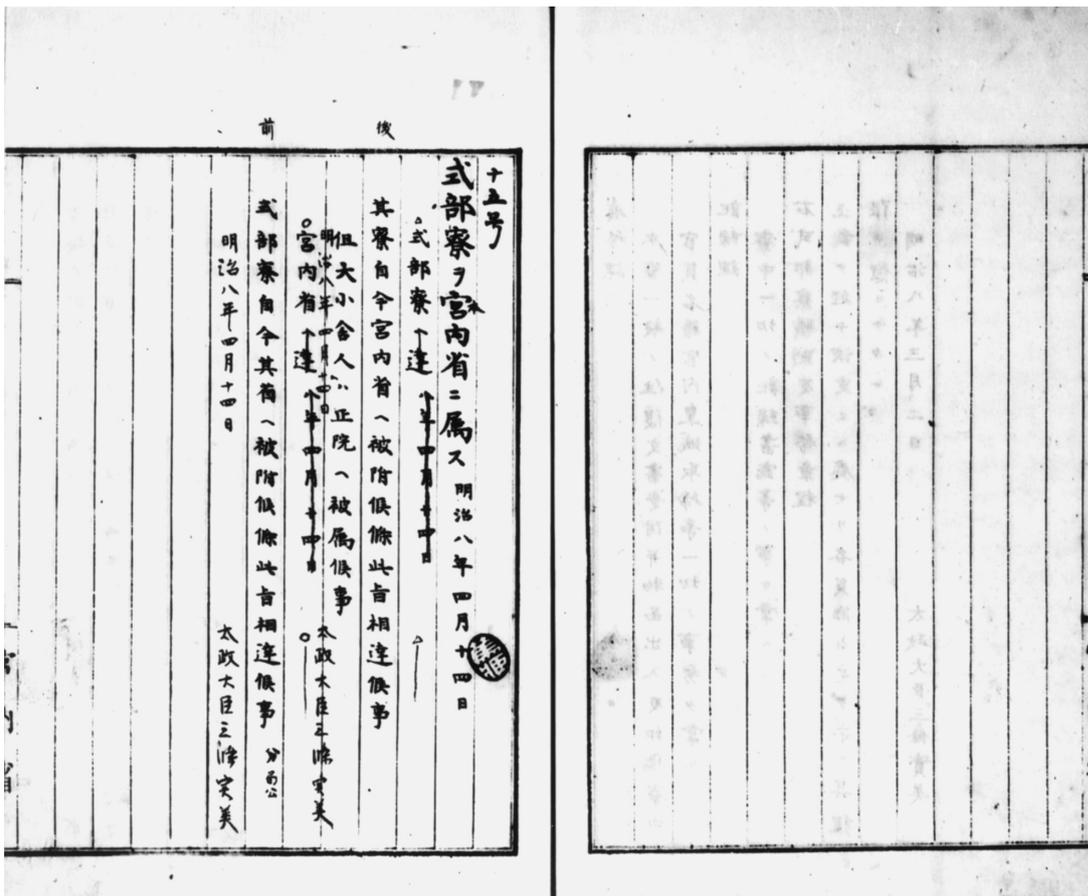
一方、写本を作成する段階で文書毎に野紙を新しいものを使用するために、稿本では自然と余白の部分が多くなっているが、これについては余白を詰める指示が見えている。実際に正本では、余白部分は詰められて（文書間は一行空き）、正本では文書が整然と並べられており、その結果、稿本に比して正本のほうがスリムになっている。

以上のような校正を経たのち、件名毎に「校読」である山県篤蔵の検閲印（明治一六年分まで）が捺され（写真②）、⁽³⁹⁾野紙の一行目に朱筆で件名番号が記入され稿本のチェックが完了し、⁽⁴⁰⁾それに基づいて正本が作成されたと考えられる（写真③）。

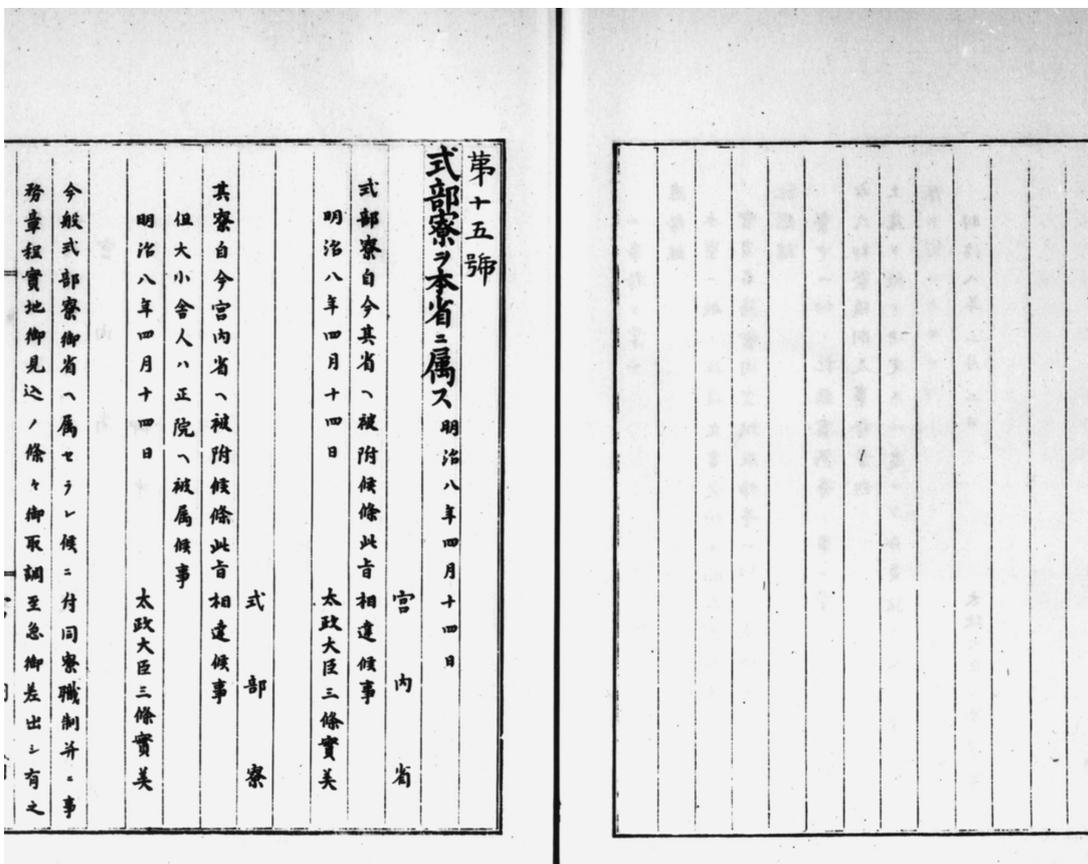
四 編纂の中止

『帝室例規類纂』の編纂は文書量の増大にともない、当初の計画よりかな

写真② 明治八年官職門稿本



写真③ 明治八年官職門正本



り遅れが生じてきたようであり、明治三十九年一月には編纂に際して「速成方法」が採られ、編纂方針が転換するが、これに先立つ六月に『帝室例規類纂』の編纂に最初期から従事したと思われる図書助山原篤蔵が現職のまま死去する。⁽⁴²⁾

山県は天保八年（一八三七）生まれで明治八年に広島県中属に任じられ、同一七年八月二十七日に図書寮が設置されると間もなく、同年一月二十七日に図書寮准任御用掛に任じられる。⁽⁴³⁾ 山県は広島県属に任じられる前に『新聞雑誌』の編集者であつたらしいことから、⁽⁴⁴⁾ こうした経歴により図書寮に招かれた可能性も考えられよう。そうしたことは山県が図書頭井上毅が進めた『図書寮記録』の編纂に従事し、その稿本と見られるもののうち、『学習院記事』（函架番号一一六一―一五九）や『華族沿革』（函架番号四一三―一五二〇）のなかの『維新後華族沿革』の執筆に関わっていることからもうかがえる。そして『帝室例規類纂』の計画段階（明治二二年三月）より名前が見え、事業の開始に際しては帝室編纂体裁規定委員となり、実際の編纂段階初期には「校読」として奥書に名前が見えるほか、明治一六年の稿本まで校閲印を捺していることが確認できるなど、編纂の中心人物であつたことがうかがえる。役職面では明治二二年一〇月には記録課長に、同二五年一月には図書助心得、次いで三七年七月には図書助となり、図書寮の実務のトップとして活躍したことが分かる。

しかし山県の死後、明治三十九年一二月に「帝室例規類纂編輯速成方法之儀ニ付伺」が出され編集方針が大きく転換する。それによれば、

当課ニテ兼而編輯致居帝室例規類纂ハ記録部門義例ニ従ヒ、各門其主要之件ヲ採摭シ、書録之体裁ハ綱目之例ニ倣ヒ、首行ニ要旨ヲ摘挙シ次

行ニ関係之書類ヲ記載シ、可成遺漏ナキヲ期シ詳細ニ編輯致シ居リ候処、原簿之冊数年々ニ相増シ急速成功之見込難相立一同苦心候折柄、今般御下命之趣モ有之、寮員編輯掛之者討議ヲ凝シ、来ル四十年ヨリ着手可致分即廿七年メヨリハ、従来編輯之仕方ヲ変シ務テ簡易ノ法ヲ取り、此ニ其一例ヲ挙ケンニ、譬へハ賞恤門内賞賜ノ目ニアル祭祀料等御下賜之節ハ其関係ノ書類届并ニ往復書履歴等ヲ網羅記載候ヲ単ニ祭祀料ノ金額幣帛ノ品類ヲ載セ候書類ヲ掲ケ、余ハ総テ省略ニ従フ、各門共右編輯方法ニ準シ後來参考ト可相成之件ハ、主要ノ書類而已記載候時ハ写字并ニ編輯上多少之手数ヲ省キ、従来一年中ニ僅々二年分余編輯候処以後ハ五年余モ埒明キ候様相成候積リ、従フテ成功之見込モ相立可申敷ト被考候、尤モ編輯ノ体裁省略ニ従フト雖兼テ御定メ相成居候記録部門義例ニハ少シモ齟齬背戻候事無之、唯従来ノ編輯ニ比較スル時ハ詳略ノ別有之而已

ニ候、右編輯速成方法伺出候間宜布御指揮奉仰候也、⁽⁴⁵⁾ とあり、これまで「可成遺漏ナキヲ期シ詳細ニ編輯」していたものを、明治四〇年より着手する明治二七年分より「編輯之仕方ヲ変シ務テ簡易ノ法ヲ取」とし、賞恤門の「祭祀料」下賜を例に掲げ、書写する文書を省略する方針を打ち出している。ここで興味深いのは山県が死去してわずか半年で編纂方針が変わつたということと、この方針転換によつても「記録部門義例ニハ少シモ齟齬背戻候事無之」と確認している点である。この文書末には「帝室記録部門義例」「記録事務手續書」「帝室例規類纂編輯心得」が添付されているが、具体的な編纂のあり方を問題にするなら、これらのうち後の二者のほうがふさわしいのではないかと思われる。にもかかわらずここであえて門とその細目の概要を記した「帝室記録部門義例」を掲げているということは、「詳

細二編輯」するかいなが問題ではなく、あくまで分類や体裁が乱れることを警戒していたと見るべきであろうか。

翌年、『帝室例規類纂』等の補助費の継続支出を稟申する際に、この「速成方法」が奏功したかのような「編輯完（速）成見込書」が添付されている。⁽⁴⁶⁾ それによれば「現時廿六年^(明治)ヨリ三十年迄ノ分着手致シ居リ、来ル十二月中ニハ右五年分概略完成之見込」であるが、簿冊が年々増加して作業は遅れがちであるとする。本年より「編輯速成ノ方法」により「義例ニ不背限リハ手ヲ省キ」とここでも「義例」にふれつつ、明治四一年より四三年の三ヶ年で三一年より四二年分までの一二年分を一ヶ年に四ヶ年分ずつ編纂するとしている。そこで現存する稿本で確認してみると、明治二六年典札門の表紙に明治四一年一月から翌年三月にかけて「検閲」が行われた書き込みが見えるほか、明治二九年分が六冊、同三〇年分が九冊あるものの、明治三一年分以降に関しては、未定稿の写本が若干あるのみで稿本自体は現存しておらず、見込書の内容とはほど遠い。したがって「速成方法」によっても爆発的な編纂の進展は望めなかつたというのが実情であつたようである。

この後、明治四一年二月一四日に林長喜が図書寮に異動し、同年五月五日記録課長になり、同年一月一二日に「帝室例規類纂編輯ニ関スル意見書」を図書頭に提出し、承認を経たものが『帝室例規類纂引用書目録』（稿本）に収められている。これは「帝室例規類纂編輯心得、義例解釈、材料蒐集方法」について二五カ条にわたるもので、「帝室記録部門義例」の文言を引きながら、編纂方法を説いたり、各門毎に「材料蒐集」のメインとなる部局を提示するなどしつつ、最後に「材料蒐集ノ為メ各部局簿書検閲ニ際シテハ其事件ノ主要ナルモノト然ラサルモノトヲ鑿別シ、将来ノ例規参考ト為ルヘキ

モノハ無遺漏採取シ、一時限リニ属スルモノハ之ヲ略記シ或ハ除去シ可成無益ノ手数ヲ要セサル様注意アリタシ」として、明治三九年の「速成方法」に則り、材料蒐集に際しては必要なもののみを採取するよう注意を喚起している。また林は実際に明治二六年典札門の検閲を同年一月より翌年三月にかけて行い、積極的に編纂に従事していくが、明治四二年四月三〇日に現職のまま死去してしまう。⁽⁴⁷⁾

こうした『帝室例規類纂』の編纂と平行して、明治四〇年の官制改革により、図書寮の官制が定められ、公文書に関しては第三八条第七号に「公文書類ノ編纂及保管ニ関スル事項」とされ、翌年四月二九日の「図書寮分課規程」により「記録課ニ於テハ公文書類ノ編纂及保管ニ関スル事務ヲ掌ル」となり、⁽⁴⁸⁾ さらに同年五月二九日に先の官制を受けて「公文書類ハ整理ノ上図書寮ニ引渡スヘシ」となり、⁽⁵⁰⁾ 図書寮で公文書原本を保管することとなる。そして明治四三年を以て『帝室例規類纂』の編纂は取りやめになるのである。⁽⁴⁹⁾

むすび

図書寮の設置後、『図書寮記録』に続き編纂が開始された『帝室例規類纂』は、各部局の文書を書写・整理する編纂スタイルであつたため、宮内省の組織が大きくなり、扱う文書量が増大するに従い、その事業を継続させていくことが徐々に難しくなつていったと考えられる。このように膨大な文書を書写して編纂する事業がほぼ二〇年も続いたのは、ひとえに当時の図書寮の官吏の努力によるところが大きかつたことはいうまでもないが、一方で事業の起ち上げから編纂の中心となつていた山県篤蔵の存在は決して小さなもので

はなく、彼の指揮のもとで地道な編纂作業が続けられたことは想像に難くない。それが彼の死を契機に編纂方針を転換し完成を目指したものの、十分な成果をあげられないまま事業の終焉を迎え、現文書を一元管理するという新しい公文書の保管の形へと進んでいったのである。

註

- (1) 正本は藍表紙美濃版で二七・三cm×一八・九cmで、稿本及び索引は茶表紙半紙版で二三・九cm×一六・三cmである(仮表紙の稿本は化粧裁ちされておらず、縦が二四・五cmである)。正本、稿本いずれも表紙左側に「帝室例規類纂」とそれに続き年次、巻番号を記した題簽と門名と細目(各門の下にさらにいくつかの項目が立てられているが、本稿ではこれを細目と呼ぶ)を記した副題簽が貼られている(口絵写真参照)。用紙は宮内省一三行罫紙が用いられている。表紙の次に件名、日付、件名番号を持つ「索引」(目次にあたる)があり、これに続いて件名と関係文書(本稿では当時の用法にならって、件名の内容を「事件」と称する)が並べられる。
- (2) 「宮内省公文書類の編纂保管史」(『びぶろす』一一八、一九五〇年)。
- (3) 「内大臣・宮中顧問官・内大臣府・宮内省文書」(『日本古文書学講座』九、近代編I、雄山閣出版、一九七九年)。
- (4) 「図書寮における「図書寮記録」、「帝室日誌」、「帝室例規類纂」の編輯(纂)について」上・下(『大倉山論集』五二・五三、二〇〇六年・二〇〇七年)。以下、特に断らない限り堀口氏の見解は当該論文による。
- (5) 『重要雑録』(内事課、明治二八年)所収、第九号図書寮各課掛事務成績書ノ件、記録課事務成績概略。当文書は図書頭杉孫七郎より宮内大臣土方久元に明治二八年八月に提出されたが、成績をまとめたのは「元図書頭児玉愛二郎」(明治二八年七月)であり、「記録課事務成績概略」表紙部分には山県の印が捺してある。この概略に編纂当事者である山県の印があることや明治八年分まで

の竣功の年月が『帝室例規類纂』の奥付と一致すること等より、八月から編纂がはじまったという記載は信用できるものと考えられる。

- (6) 『例規録』(図書寮、明治二二年)所収、第四〇号帝室例規類纂事業二専任ノ職員増置ノ儀ニ付キ記録ノ体制処務手續等相添へ稟議ノ件。

- (7) 『重要雑録』(図書寮、明治二二年)所収、第二二号本寮記録事業拡張ノ儀大臣へ稟請ノ件。

- (8) 「帝室記録部門義例」(前掲注(6))には、典礼門(朝儀・祭典・礼式・謁見・服制・徽章・雅楽)、族爵門(名籍・爵位)、官職門(官制・官等俸給・叙位任免・官吏雜規)、宮廷門(内廷・皇親・宮殿離宮・行幸啓・車駕馬匹・狩獵)、賞恤門(旌表・賞賜・扶助・賑恤)、財政門(御料・御資・歳入歳出・事業、陵墓門(山陵・諸墓)、外交門(外国贈答・外賓接待)、学事門(学習院・華族女学校・博物館・教育・文事)、図書門(書籍・図画・文書・出版・編纂)、什宝門(正倉院宝库・宝器・美術)、膳羞門(御膳・宴饗・賜饌)、用度門(調度・需用物品)、土木門(土工・建築・修繕・邸舎・庭園)、守衛門(警察・儀仗)、衛生門(衛生・医事)とある(括弧内は細目)。

- (9) 田辺はこの後、明治二三年六月一三日に図書助になり、同二五年一月二八日に在職のまま死去する(『図書寮史参攷』二(函架番号一七二一―一八二二))。なお、稟請書②の付属書類の「帝室記録編纂順序大要」「帝室編纂体裁規定委員」の欄外にも田辺の署名(「新七郎」)が見えている。

- (10) 前掲注(6)。いずれも「第一号」と見えることから、稟請書①の付属書類に続いて綴じられている「帝室記録類聚部門」は稟請書②の草稿に相当するものかもしれない。

- (11) 児玉は明治二二年七月一日に図書頭に任じられた(前掲注(9))。ただし『官報』(一八二二号、明治二二年七月二五日)では七月二三日となっている。

- (12) 本書には上部欄外に宮内大臣土方久元の印が見えるほか、下部に内事課長桜井能監と調査課長股野琢の印が、下部欄外に「新七郎」(田辺)の署名が見えている。また『進退録』(内事課、明治二二年)には、「十月一日口達済」(朱筆)

とあり、内事課次長田辺の印が捺されており、別紙に口達として委員に図書頭児玉愛二郎、調査課長股野琢、図書助丸山作樂、内事課次長田辺新七郎、図書属山県篤蔵、宮内属近藤久敬の名前とそれぞれの印が見えている。

(13) 実際に「帝室記録類聚部門」に見られたような、門名やその扱う内容について意見が出され、それが稟請書②に反映されている。この他に「編年」「提要」「統計」も「帝室例規類纂」「帝室日誌」に改められている。このように稟請書①をたたき台として、宮内省全体で今一度計画が練られ稟請書②が提出されたのではあるまいか。

(14) 前掲注(6)所収、第四一号帝室記録材料報告委員撰定方各部部长へ照会ノ件。

(15) 前掲注(7)。

(16) 稿本には「索引」の右側欄外に四名(明治二年は三名)の印が捺してある。

(17) 前掲注(5)所収の「記録課事務成績概略」にも同様な報告が見えている。

(18) 「帝室記録編纂順序大要」(前掲注(6)所収)に「内閣記録局実施ノ例規ヲ標準トスルヲ便トス」とあることから、記録局より里村が来ることにより、内閣記録局における記録編纂のノウハウを『帝室例規類纂』の編纂に生かすことが期待されたのではなからうか。そうした観点から見ると、『太政類典』『公文録』等や太政官正院時代の式部寮で編纂された『式部寮記録』との比較が必要かと思われるが、本稿ではふれる余裕がなかった。なお、鼓も明治二二年一〇月二五日に「記録編集ニ手慣候者」として図書寮に異動となっている(『進退録』(内事課、明治二二年))。

(19) 「雜規(明治二十二年十月図書寮記録課)」(前掲注(7)所収)に里村、鼓、島崎の担当する門が見え、これに続いて「日誌 吉川」とある。なお、『帝室日誌』(函架番号四五九一二二)に吉川の印が見えている。

(20) 「雜規(明治二十二年十月図書寮記録課)」(前掲注(7)所収)に「明治三十年一月定ム」とするメモ書きが綴じられており、「外交門二」と「用度門一」の「三冊」の担当者として「吉川」が見えている。『帝室日誌』は明治二八年

五月に明治二五年分まで完成しており(前掲注(9))、吉川は『帝室日誌』の編纂に区切りをつけた後に『帝室例規類纂』の編纂に参加したのであろう。

(21) 前掲注(5)所収の「記録課事務成績概略」にも同様な報告が見えている。

(22) 前掲注(9)。竣功時に辞職していた鼓や故人となっていた里村を「編輯主任」として奥書に掲げたことや、後に同じ『帝室例規類纂』の事件として『帝室例規類纂』編纂に際しての里村や吉川の採用稟請書を取りあげていることから、この事業を終始リードした山県の里村たちへの思いを感じることができよう。

(23) 『明治天皇紀』明治六年五月五日条。

(24) 中野目徹「公文録」と『太政類典』(『近代史料学の射程―明治太政官文書研究序説―』所収、弘文堂、二〇〇〇年、一九九二年初出)、相曾貴志「式部寮記録」と宮内省式部寮の成立」(『史潮』新六三、二〇〇八年)。

(25) 後年の『帝室例規類纂』に引用されている文書類の略号が、『帝室例規類纂引用書目録』に見えない場合が多い。またここに掲げられた引用文書類に関して、現在、当館で蔵している公文書のどれに対応するものであるか特定することが困難になっているものも少なくない。後者に関しては、公文書の再編集など想定することができるが、詳細についてはよく分かっていない。一方、前者に関しては、私は『帝室例規類纂』編纂のある段階で『帝室例規類纂引用書目録』が編まれたため、それまでに引用された文書類は取りあげているが、それ以降の編纂で引用された文書類は漏れたのではないかと考えている。そこでこの引用書目録が作成された時期についてであるが、引用された文書類のなかで時代が下るものとして、『相州宮ノ下行啓』や『地方官会議一件』等が考えられることから、明治九年より同一三年分の完成時期(明治三〇年頃)までの頃ではないかと推測される。

稿本の『帝室例規類纂引用書目録』には引用文書類の他に「帝室例規類纂部門義例」「帝室記録部門義例」(前掲注(6)に同じ)、「帝室例規類纂編輯心得」(明治二八年)、「帝室例規類纂編輯ニ関スル意見書」(明治四二年)が収められ

ているが、それぞれの文書の体裁は異なっており雑然とした印象を受ける。なお、これらの文書は正本の『帝室例規類纂引用書目』には収められていない。

(26) 図書課研究員白石烈氏のご教示による。

(27) 前掲注(5)。

(28) 『雜規(明治二十二年十月図書寮記録課)』(前掲注(7)所収)。

(29) 『重要雜録』(図書寮、明治三二年)所収、第八号帝室例規類纂明治十七年及同十八年分編輯ニ着手方並仮分担ヲ定メ頭ヘ伺ノ件。

(30) 本編各冊の冒頭に収められた索引を集めたものである。体裁は稿本と同じ茶表紙半紙版で七冊からなり、その内訳は「自明治元年至明治三年」が一冊、「自明治四年至明治八年」が二冊、「自明治九年至明治十三年」が四冊となっており、門毎にまとめられている。稿本を作成する際に索引を二部作成して、一部を稿本に、そしてもう一部を別冊の索引として編んだのであろう。朱筆による訂正が見られる。なお、正本には同様な索引の簿冊は残されていない。この他に明治一四年、同一六年の稿本の索引未定稿が残されているが、これらは稿本の簿冊単位にこよりで綴じられたもので製本されていない。

(31) 前掲注(29)。

(32) 『重要雜録』(図書寮、明治三五年)所収、第一号御系譜及帝室例規類纂編輯補助費繼續支出方大臣へ上申並決裁済ノ旨内藏頭ヨリ通達の件。

(33) 『重要雜録』(図書寮、明治三六年)所収、第三号帝室例規類纂編纂資料トシテ書類貸渡方調査課長へ照会ノ件。

(34) 『重要雜録』(図書寮、明治三七年)所収、第五号御系譜及帝室例規類纂編輯補助費繼續支出ノ儀稟議並三十八年度支出ノ分決裁済ノ旨内藏頭ヨリ通達ノ件。

(35) 『重要雜録』(図書寮、明治四〇年)所収、第二号御系譜及帝室例規類纂編輯補助費繼續支出ノ儀大臣へ稟申案ノ件、附、編輯事務調査書、編輯完成見込書其ノ他。

(36) 網羅的に調査したわけではないが、明治四二年頃から大正一三年頃まで、

こうした年号と思われる数字を印刷した宮内省野紙が使用されている。ただし印字された野紙は当該年のみ使用されたわけではなく、余れば当然翌年以降も使用されている点は注意しなくてはならない。ただ、『帝室例規類纂』は明治四三年いっぱい編纂を中止しているもので、ほぼ印字された年のものがその年に用いられていると見てよいのではあるまいか。

(37) 前掲注(6)。

(38) 『例規録』(図書寮、明治二八年)所収、第三号帝室例規類纂編輯心得。

(39) 件番号が付されていない年次(明治一四年より同一六年分まで)にも山県の印は捺されているので、原則的には印が先であったと考えるべきかと思われる。なお、明治二六年典札門の一部と族爵門の表紙に明治四一年一〇月から翌年三月にかけて「検閲済」の日付と記録課長林長喜の印がそれぞれ二つずつ見えているものが存することから、この時期、検閲が二回行われていたことが分かる。

(40) 書写された簿冊がすべて正本に取り入れられたわけではなかった。現在、追加分として明治四年から同一三年にかけての①明治四年典札門雅楽、②明治五年より同八年外交門、③明治七年典札門雅楽、④明治八年典札門朝儀(二冊)、⑤明治九年典札門雅楽、⑥明治一一年典札門雅楽、⑦明治一二年典札門雅楽、⑧明治一三年典札門雅楽があり、④以外は各一冊ずつが当該年の稿本(②は明治五年)に加えられている。これらは近年製本されたもので、元の状態が仮綴じであったのか、単に事件毎にこよりで綴じたものを束ねたものであったのか判然としない。これらのうち②は『法規分類大全』、④は『儀式録』からの抜粋であり断簡ともいべきものであるが、それ以外の典札門雅楽はいずれも索引を持つ稿本の体裁となっており、「式雅」の略号を付せられた簿冊からの引用により作成されたものである。これらの簿冊の朱による字句の訂正は当該年の稿本に比して少なく、山県の検閲印もない。当該年の従来からある稿本の雅楽の部分は、『公文録』や『式部省往復』等を中心に構成され、「式雅」は補足的に引用されるのみで分量も大変少なく、正本の段階になると、「式雅」の部

分は削られており、一通も採用されていない。なお、明治一二年稿本に追加分と同一文書が引用されているが（従来の稿本に引用された文書の略号は「式往」とあるので『式部寮往復』、追加分の欄外に「既ニ在リ不用」との書き込みがあり、結果的に採用されなかったことが分かる。このように追加分の「式雅」の場合は特殊かもしれないが、簿冊の写本から現在残る稿本までの間に文書の取捨が行われた例として興味深い。

(41) 『重要雑録』（図書寮、明治三九年）所収、第六号帝室例規類纂編輯速成方
法ノ儀記録部門義例及記録事務手續書相添ヘ頭ヘ伺ノ件。

(42) 前掲注（9）。

(43) 『公文録』（明治一七年、第二〇四卷、官吏進退（宮内省）（国立公文書館蔵）。

(44) 宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』（二八〇頁、『明治大正言論資料』二〇所収、みすず書房、一九八五年）。

(45) 前掲注（41）。

(46) 前掲注（35）。

(47) 前掲注（9）。

(48) 「宮内省官制」（皇室令第三号）〔官報〕七三〇四号、明治四〇年一月一日）。

(49) 『訓令録』（調査課、明治四二年）所収、第一号各部分課規程ヲ定ムルノ件（訓令第一一号）。

(50) 『例規録』（文書課、明治四二年）所収、第二八号公文書類ヲ図書寮ヘ引渡方ノ件。

(51) 『重要雑録』（図書寮、明治四三年）所収、第五号御系譜其ノ他編輯補助費継続支出ノ儀内蔵頭ヘ照会並四十四年度支出ノ分決裁済ノ旨内蔵頭ヨリ通達ノ件。